

岐阜県の水産業

令和2年5月

岐阜県農政部里川振興課水産振興室

まえがき

岐阜県は、木曾・長良・揖斐の木曾三川を始めとして多くの清澄な河川に恵まれており、アユやアマゴを中心とする内水面漁業（河川漁業、養殖業）において全国有数の県です。しかし、河川漁業では水域環境の悪化やアユの冷水病、エドワジエラ・イクタルリ感染症、カワウの食害などに起因する漁獲量の減少やレクリエーションの多様化による遊漁者数の減少、養殖業では魚価の長期低迷、原油価格や飼料価格の高騰、後継者不足など、内水面漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、コイヘルペスウイルス病が本県においても平成 15 年 11 月から確認されており、コイの養殖業においては流通の停滞を招き、河川漁業では放流量の大幅な減少とそれに伴う漁獲量の減少という影響がでています。

この様な状況の下、岐阜県は、平成 22 年 6 月に第 30 回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～を開催し、森・川・海のつながりが、水産資源の持続可能な利用につながるということを全国に向けて発信しました。また、平成 27 年 12 月この理念に基づく長年の漁業関係者を中心とした長良川上・中流域の営みが、国際連合食糧農業機関（FAO）により「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されました。これは人々の生活や文化、水環境、漁業資源などが連環する「里川のシステム」として、今なお受け継がれていることが評価されたものです。今後も、このシステムを守り後世に継承する為、内水面漁業の担い手育成、健全な放流用アユ種苗の安定供給、魚病対策、カワウの駆除、漁協が実施する漁業体験や釣り教室等への支援を行い、水産振興に努めてまいりますので関係者の皆様方のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます次第です。

本書は、主として平成 30 年の県水産業の動向を取りまとめたものです。本書が岐阜県の水産業発展のため、関係各位の参考となれば幸いです。

令和 2 年 5 月

岐阜県農政部里川振興課水産振興室長

【目次】

| | | |
|------|----------------------|----|
| I | 本県水産業の立地条件 | 1 |
| II | 本県水産業の概況 | 3 |
| 1 | 総生産量、総生産額 | 3 |
| 2 | 本県水産業の地位 | 4 |
| III | 河川漁業 | 5 |
| 1 | 組合数、組合員数の状況 | 5 |
| 2 | 増殖放流事業の状況 | 6 |
| 3 | 漁獲の状況 | 8 |
| 4 | 漁獲物の販売 | 11 |
| 5 | 遊漁状況 | 12 |
| IV | 養殖業 | 14 |
| 1 | 養殖経営体数 | 14 |
| 2 | 生産高 | 15 |
| 3 | 養殖生産物の流通 | 16 |
| V | 漁船 | 17 |
| VI | 内水面漁業制度 | 18 |
| 1 | 内水面漁業の特徴 | 18 |
| 2 | 漁業調整規則 | 26 |
| 3 | 遊漁規則 | 27 |
| 4 | 内水面漁場管理委員会 | 28 |
| VII | 水産業協同組合 | 29 |
| 1 | 水産業協同組合の概況 | 29 |
| 2 | 水産業協同組合名簿・知事認可組合 | 30 |
| VIII | 水産行政 | 32 |
| 1 | 水産行政機構及び分掌事務 | 32 |
| 資料 | | |
| I | 水産統計 | 35 |
| 1 | 河川漁業協同組合の組合数と組合員数の推移 | 35 |
| 2 | 遊漁証販売枚数の推移 | 36 |
| 3 | 水系別の遊漁者数の推移 | 37 |
| 4 | 魚種別放流量の推移 | 38 |
| 5 | 魚種別漁獲量の推移 | 40 |
| 6 | 魚種別漁獲金額の推移 | 42 |
| 7 | 魚種別養殖生産高の推移 | 44 |
| 8 | 岐阜県水産業界の変遷 | 46 |

I 本県水産業の立地条件

岐阜県は、本州のほぼ中央に位置し、愛知、長野、富山、石川、福井、滋賀及び三重の7県に囲まれた面積 10,621km²の内水面県で、県土の 80.6%が森林です。

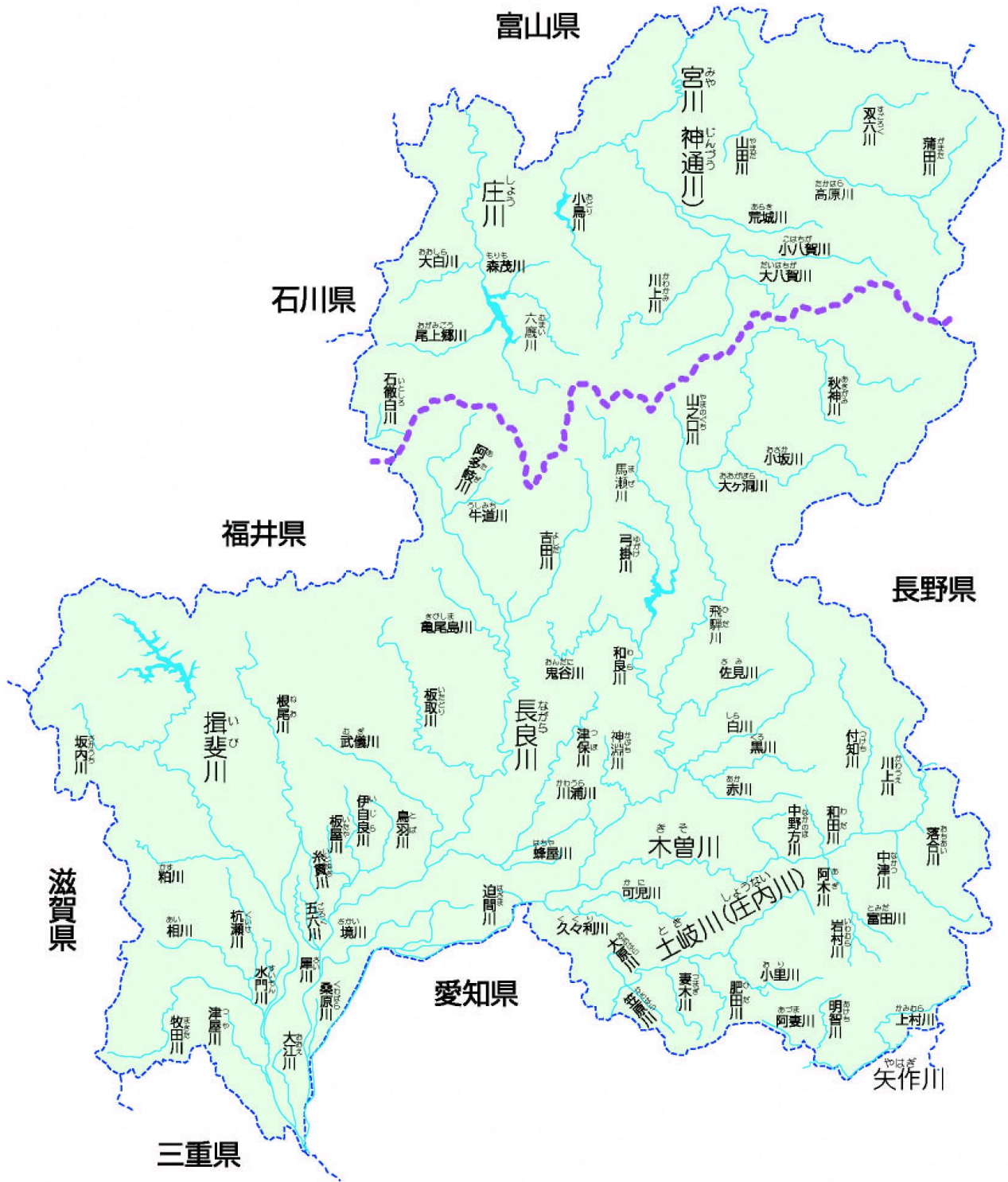
広い山地は水豊かな河川の涵養地で、乗鞍岳、位山、大日岳等の山々を結んだ山地を分水界として、太平洋と日本海へ注いでいます。太平洋側は木曾川、長良川、揖斐川と本県を代表する三川を含む木曾川水系を始め、庄内川（土岐川）、矢作川の3水系、日本海側は神通川（宮川）、庄川、九頭竜川（石徹白川）の3水系の合計6水系があり、大小とりまぜて437もの一級河川を擁しており、これら河川の総延長は3,326kmにも及んでいます。

また、本県は古くから「飛山濃水の地」と呼ばれ、東部県境には海拔3,000mを超す山々が連なる「日本アルプス」と呼ばれる飛騨山脈があり、西部県境には2,000m前後の両白山地や伊吹山地等があります。これら山地の間に飛騨・美濃高原があり、北部から南部へと高度と起伏を減じながら海拔0mの水郷地帯に及んでおり、豊かな自然に恵まれています。

高所に源を発する河川は、上流から下流へと流れる中で、多くの魚種を育てており、古来よりアユを中心とした様々な河川漁業が営まれています。

上流域は水温が低く、流れは急で、早瀬と淵が連続し、アマゴやイワナなど冷水域を好む在来マス類の生息域となっています。これらは溪流釣の対象魚として貴重なものとなっています。中流域になると水量が増え、河川形態は早瀬、平瀬、淵及び瀬が組み合わさり、水温もやや高くなります。中流域にはアユを中心にウグイ、オイカワ、アジメドジョウ等が生息しており、河川漁業の中心となるエリアとなっています。下流域の流れは緩やかで水量が豊富になり、河川形態も主に平瀬と瀬で構成され、水温も高くなります。下流域での漁業の対象はコイやフナが中心ですが、春には高級魚として珍重されるサツキマスを漁獲する網漁も行われています。

一方、本県の養殖業は、北部では冷涼な気候と河川水や谷水を利用したニジマスやアマゴ等の冷水性のマス類の養殖が盛んであり、南部では地下水を利用したアユ等の温水性魚類の養殖が盛んです。



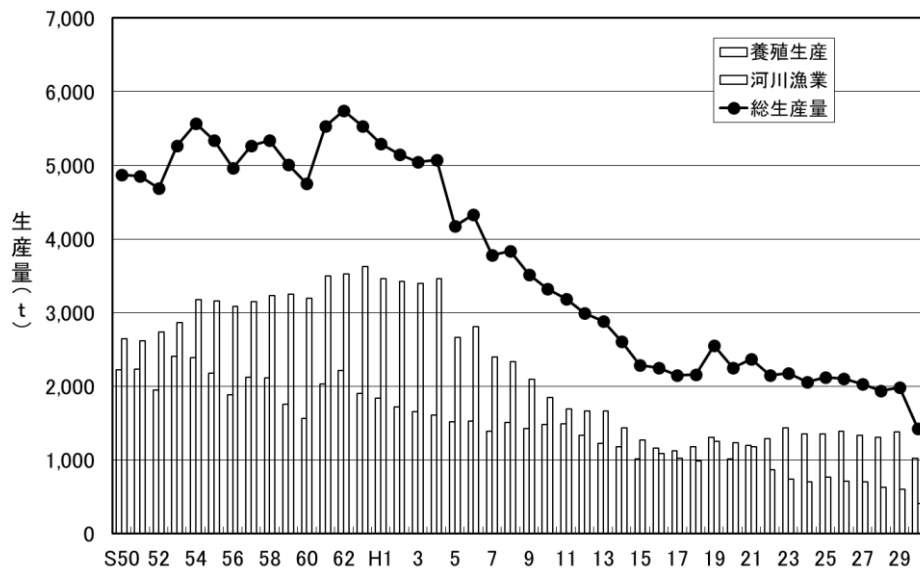
第1図 岐阜県の主要河川

II 本県水産業の概況

1 総生産量、総生産額

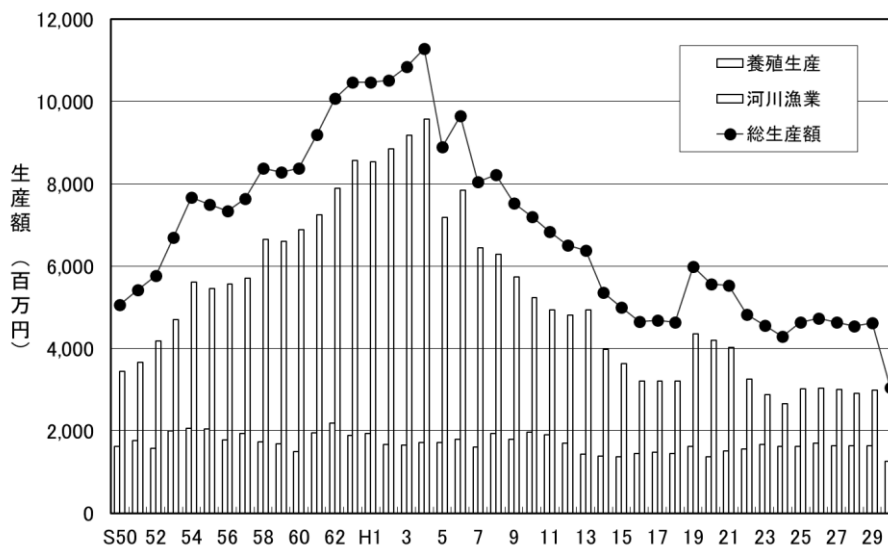
本県の水産業は、内水面の河川漁業と養殖業で構成されており、平成 30 年における本県の水産業総生産量は 1,428 t でした。その内訳は、河川漁業が 410 t (28.7%)、養殖業が 1,019 t (71.3%) となっています。また、総生産額は 30 億 5,357 万円で、その内訳は河川漁業が 17 億 8,887 万円 (58.6%)、養殖業が 12 億 6,470 万円 (41.4%) となっています。

岐阜県の水産業は生産量において、かつては河川漁業が養殖業を大きく上回っていました。しかし、平成 5 年から河川漁業が減少傾向に転じ、平成 16 年から生産量が逆転し、平成 22 年からは、養殖業の増加と河川漁業のさらなる減少が重なり生産量の差が広がっています。一方、生産額は河川漁業が高く、ピーク時(平成 4 年)には河川漁業の生産額は養殖業の 5 倍以上となっていました。近年はその差が縮小してきており、平成 30 年において両者の差が 1.4 倍にまで縮まっています。



第2図 生産量(河川漁業・養殖業)の推移

(資料: 河川漁業動態調査、岐阜県養殖業動態調査)



第3図 生産額(河川漁業・養殖業)の推移

(資料: 河川漁業動態調査、岐阜県養殖業動態調査)

2 本県水産業の地位

農林水産省大臣官房統計部の漁業・養殖業生産統計年報によると、平成30年の本県の漁獲量は191tと、全国の内水面漁業漁獲量(26,957t)の0.7%、第13位(平成29年:第12位)となっています。魚種別ではアユが第4位、その他マス類が第2位となっています。なお、内水面漁業漁獲量について本県の統計データと大きくかけ離れていますが、これは、本県のデータが河川で漁獲される全てを調査対象としているのに対して、農林水産省の調査が販売を目的として漁獲されたもののみを調査対象とし、遊漁による採捕量を含めていないためです。

また、養殖生産量は1,076tと、全国の内水面養殖生産量(29,849t)の3.6%で、第8位(平成29年:第6位)となっています。魚種別ではアユが第3位、ニジマスが第6位、その他マス類が第3位となっています。

第1表 内水面漁業漁獲量・内水面養殖生産量

| 順位 | 内水面漁業漁獲量 | | | 内水面養殖生産量 | | | |
|-----|---------------|-------------|-----------|---------------|--------------|--------------|------------|
| | 漁獲量計 | アユ | その他マス類 | 養殖生産量計 | アユ | ニジマス | その他マス類 |
| 1 | 北海道 10,101 | 茨城県 405 | 長野県 87 | 鹿児島県 6,468 | 愛知県 1,220 | 静岡県 1,072 | 長野県 727 |
| 2 | 島根県 4,250 | 神奈川県 367 | 岐阜県 22 | 愛知県 4,858 | 和歌山県 788 | 長野県 717 | 山梨県 238 |
| 3 | 青森県 4,147 | 栃木県 289 | 東京都 16 | 宮崎県 3,133 | 岐阜県 650 | 山梨県 699 | 岐阜県 227 |
| 4 | 茨城県 2,520 | 岐阜県 149 | 青森県 13 | 静岡県 2,761 | 滋賀県 341 | 栃木県 275 | 福島県 142 |
| 5 | 岩手県 945 | 愛媛県 112 | 新潟県 9 | 長野県 1,600 | 栃木県 327 | 福島県 273 | 栃木県 135 |
| 6 | 新潟県 402 | 高知県 94 | 岩手県 8 | 福島県 1,274 | 徳島県 224 | 岐阜県 197 | 静岡県 117 |
| 7 | 神奈川県 395 | 大分県 77 | 福島県 8 | 茨城県 1,219 | 宮崎県 181 | 新潟県 175 | 鳥取県 94 |
| 8 | 宮城県 354 | 富山県 63 | 北海道 4 | 岐阜県 1,076 | 静岡県 115 | 群馬県 169 | 岩手県 90 |
| 9 | 岡山県 308 | 熊本県 35 | 秋田県 4 | 山梨県 951 | 熊本県 105 | 宮城県 168 | 熊本県 86 |
| 10 | 東京都 304 | 徳島県 29 | 山県県 4 | 和歌山県 799 | 大分県 102 | 岩手県 167 | 宮城県 85 |
| 11 | 栃木県 296 | 新潟県 28 | 京都府 2 | 栃木県 748 | 千葉県 42 | 愛知県 157 | 大分県 60 |
| 12 | 秋田県 259 | 山県県 19 | 岡山県 2 | 徳島県 588 | 山口県 18 | 北海道 119 | 滋賀県 55 |
| 13 | 岐阜県 191 | 岩手県 15 | 徳島県 2 | 熊本県 458 | 三重県 12 | 鹿児島県 74 | 群馬県 53 |
| 全国計 | 26,957 | 2,140 | 205 | 29,849 | 4,310 | 4,732 | 2,610 |

(資料:農林水産省大臣官房統計部 漁業・養殖業生産統計年報)

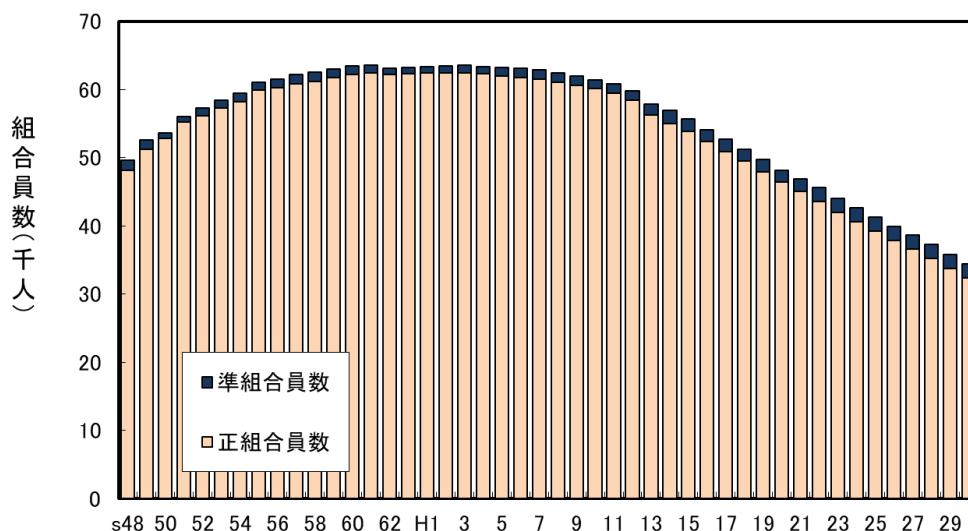
Ⅲ 河川漁業

1 組合数、組合員数の状況

昭和 47 年から昭和 61 年にかけて河川漁業協同組合数は、合併、設立等により変動がありましたが、昭和 62 年以降、33 組合となっています。

県下の漁業協同組合の組合員数は、平成 30 年 12 月 31 日現在で、正組合員 32,385 人、准組合員数 2,087 人、合計 34,472 人となっています。組合の規模は、正組合員数 76 人から 5,683 人まで、大小様々です。

本県の組合員数は、昭和 61 年の 63,583 人をピークに減少しており、平成 30 年にはピークから 29,111 人減（対 61 年比 45.8%減）となりました。



第4図 組合員数の推移

(資料:河川漁業動態調査)

第2表 水系別組合員数 (平成 30 年 12 月 31 日現在)

| 水系 | 長良川 | 木曽川 | 揖斐川 | 宮川 | その他 | 計 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 組合数 | 6 | 11 | 8 | 4 | 4 | 33 |
| 組合員数 (人) | 13,233 | 11,600 | 4,150 | 3,158 | 2,331 | 34,472 |
| 正組合員数 (人) | 12,452 | 11,270 | 3,535 | 3,133 | 1,995 | 32,385 |
| 准組合員数 (人) | 781 | 330 | 615 | 25 | 336 | 2,087 |

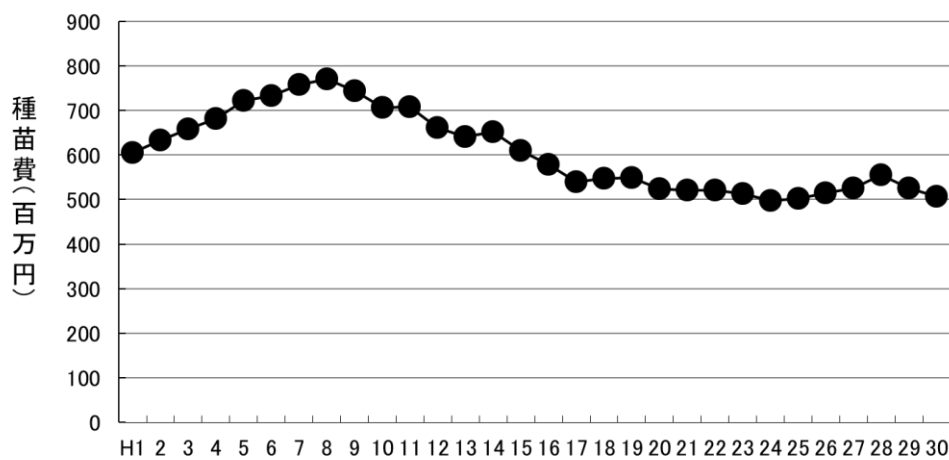
(資料 河川漁業動態調査)

2 増殖放流事業の状況

第5種共同漁業権が免許されている河川漁業協同組合には、漁業権対象魚種について稚魚放流等の増殖義務が課せられています。増殖事業の主体は、アユ、アマゴ、ヤマメ、フナ、ウナギ等の種苗放流であり、その他、アユ卵、アマゴ卵、ヤマメ卵、ワカサギ卵等のふ化放流、ウグイ、オイカワ、アジメドジョウ等の産卵場造成が行われています。また、平成26年からは親魚放流も行われています。

種苗放流経費

増殖事業の主体になっている種苗放流（稚魚・成魚）にかかる経費は、平成8年にピークを迎え、本県の各組合の放流費の合計は7億7,055万円に達しました。しかし、その後は減少に転じ、平成30年における放流費は5億773万円でした。魚種別ではアユが最も多く、全体の78.6%を占める3億9903万円となっています。次いでアマゴ（ヤマメを含む）の6,069万円（12.0%）となっており、この2魚種で全体の90.5%を占めています。



第5図 種苗費の推移

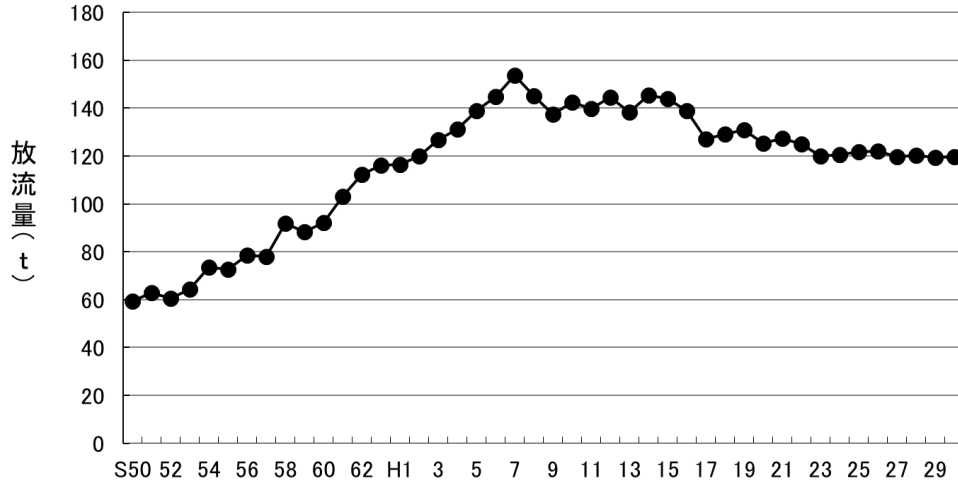
(資料:河川漁業動態調査)

主な魚種の放流状況

平成30年の主な魚種の放流量は、アユ120t、アマゴ・ヤマメの稚魚7.2t、アマゴ・ヤマメの成魚17.0tとなっています。2018年漁業センサスにおける「漁業協同組合の放流した魚種別放流数量」では、本県は、アユ、アマゴが全国第1位となっています。

【アユ】

昭和50年の放流量は59tでしたが、アユ釣りブームによる遊漁者数の増加に伴い、積極的な種苗放流が行われ、平成7年には2.6倍の154tにまで増加しました。しかし、その後、冷水病のまん延等の影響による漁獲の不振から遊漁者数が減少したこともあり、ここ数年は120t前後で推移しています。



第6図 アユの放流量の推移

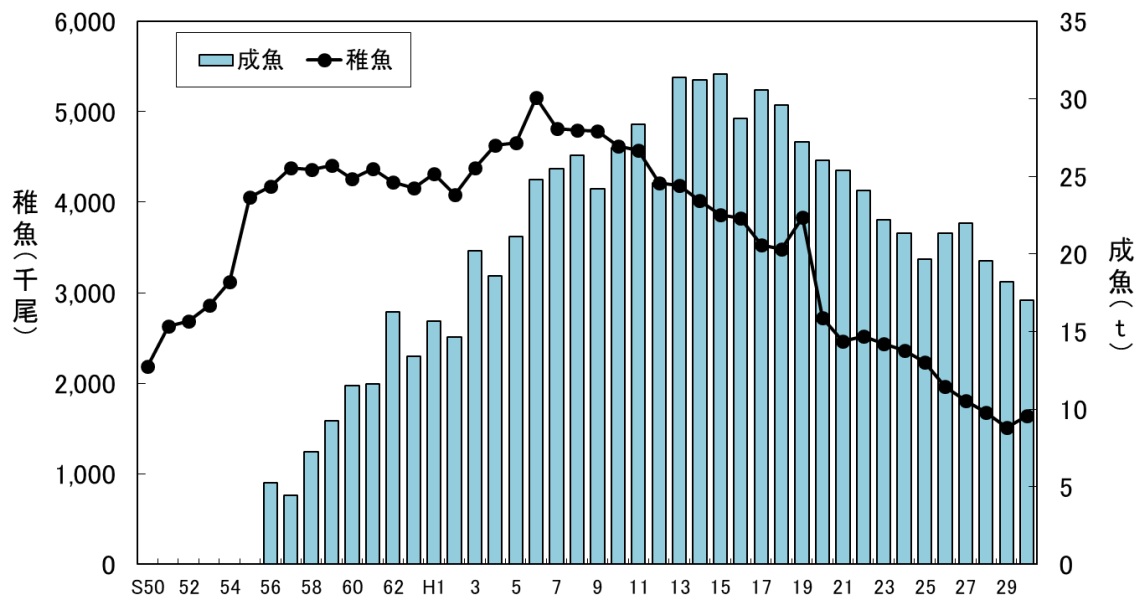
(資料 河川漁業動態調査)

【アマゴ・ヤマメ】

アマゴ・ヤマメの放流は、昭和55年までは稚魚放流のみでしたが、溪流釣りの隆盛から昭和56年以降、成魚放流が行われるようになり、平成23年からは発眼卵放流、平成26年からは親魚放流（平成30年はアマゴ・ヤマメ 746kg、イワナ 90kg）も行われています。

稚魚放流量は昭和50年には219万尾でしたが、その後急激に増加し、平成6年には2倍以上の515万尾になりました。それ以降、400万尾から500万尾の間で推移していましたが、ここ数年は減少傾向にあり、平成30年は164万尾とピーク時の3/10程度にまで落ち込んでいます。

一方、成魚放流は昭和56年（放流量約5t）に初めて行なわれて以来急激に増加し、平成13年以降は年間30t前後の放流が行われるようになりました。しかし、平成16年以降は成魚についても放流量が減少傾向に転じ、平成30年の放流量は17.0tでした。



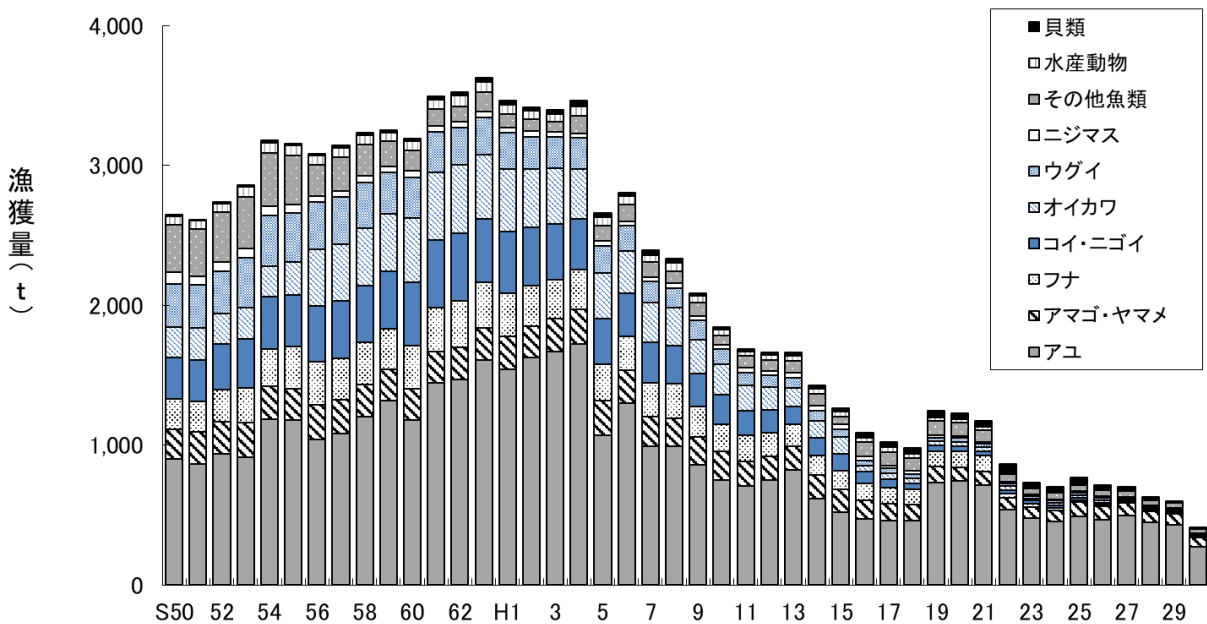
第7図 アマゴ・ヤマメの放流量の推移

(資料 河川漁業動態調査)

3 漁獲の状況

本県の河川漁業漁獲量は、昭和 63 年にピークの 3,628 t に達し、平成 4 年まではほぼ横ばい状態にありましたが、平成 5 年は多雨冷夏の影響から漁獲量が大幅に減少しました。その後も冷水病のまん延やカワウによる食害、KHV 病の発生等の要因と、漁獲の不振から遊漁者離れが起こり、平成 18 年には 982 t と、ピーク時の 1/4 近くまで減少しました。

平成 19 年以降は、アユの天然遡上が好調であり長良川を中心にアユの漁獲量が増加したため、平成 21 年までは約 1,200 t でしたが、その後は再び減少しています。平成 30 年は 410 t となり、平成 29 年の 602 t と比べ減少しています。



第8図 漁獲量の推移

(資料 河川漁業動態調査)

主要魚種の漁獲状況

【アユ】

アユの漁獲量は平成 4 年の 1,725 t をピークに減少傾向にあり、平成 17 年はピーク時の 26.7%にあたる 461 t にまで減少しました。平成 19~21 年は、アユの天然遡上が好調であったことと、遊漁者数の増加により、長良川水系を中心に、700 t を超える漁獲量まで回復していましたが、その後は減少傾向にあり、平成 30 年は 272 t でした。

【マス類】

アマゴ・ヤマメの漁獲量は昭和 50 年から平成 10 年まで比較的安定しており、200~250 t の範囲内で推移していましたが、平成 11 年以降は減少傾向にあり、平成 30 年は 69 t となっています。

また、イワナは昭和 55 年の 45 t をピークに緩やかな減少傾向が続き、平成 30 年は 12 t でした。

【その他】

コイ(ニゴイを含む)の漁獲量は昭和 62 年の 486 t をピークに緩やかな減少傾向にありましたが、平成 15 年にコイヘルペスウイルス病が発生してから一気に減少幅が拡大し、平成 30 年には 5 t と、ピーク時の 1.0% にまで減少しています。

また、その他の魚類、水産動物、貝類も減少傾向が続いています。

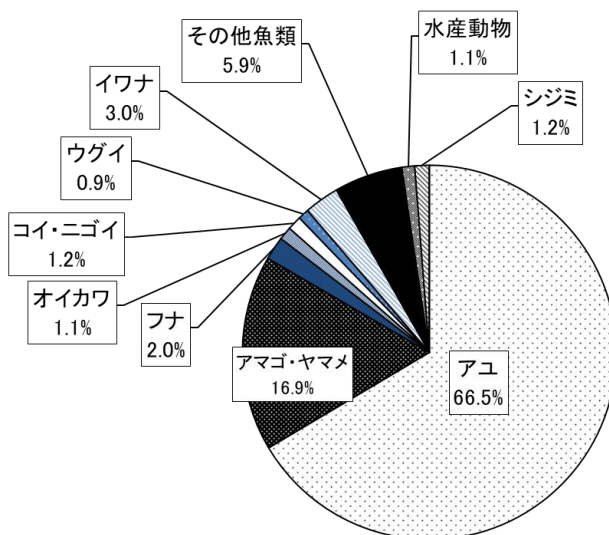
第3表 平成30年の主な魚種の漁獲高・漁獲金額上位5種

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|-------------|----------------|-----------|---------------|-------------|
| 漁獲量 (t) | アユ 272 | アマゴ・ヤマメ 69 | イワナ 12 | ニジマス 10 | フナ 8 |
| 漁獲金額 (百万円) | アユ 1,461 | アマゴ・ヤマメ 218 | イワナ 23 | アジメドジョウ 23 | ヨシノボリ 21 |

(資料：河川漁業動態調査)

平成30年の総漁獲量(410t)の魚種別内訳は、アユが272tで最も多く、全体の66.5%を占めています。次いでアマゴ・ヤマメの69t(16.9%)、イワナの12t(3.0%)の順となっています。

総漁獲金額は17億89百万円で、平成29年に比べ11億93百万円の減となっています。魚種別ではアユが14億61百万円と全体の81.7%を占めており、次いでアマゴ・ヤマメの2億18百万円(12.2%)、イワナ23百万円(1.3%)、アジメドジョウ23百万円(1.3%)となっています。



第9図 平成30年魚種別漁獲割合

(資料 河川漁業動態調査)

水系別漁獲量

平成30年における県全体の漁獲量410tの水系別内訳は、長良川水系195t(47.6%)、木曾川水系(飛騨川水系含む)110t(26.8%)、揖斐川水系49t(12.0%)の順で多く、上位を占めるこれら3水系で漁獲量が354tと全体の86.3%を占めており、本県の河川漁業において重要な地位にあることが伺えます。

魚種別に見ると、アユは長良川水系が最も多く、144tと全体の52.8%を占めており、次いで木曾川水系80t(29.5%)、揖斐川水系19t(6.9%)の順となっています。アマゴ・ヤマメについても長良川水系34t(49.2%)が最も多く、次いで木曾川水系15t(21.9%)、揖斐川水系9.2t(13.2%)の順となっています。イワナは宮川水系が最も多く、全体の52.5%を占める6.5tの漁獲となっています。

フナやモロコについては、フナは6.6t(79.8%)、モロコは0.1t(99.0%)が揖斐川水系で漁獲されています。

第4表 水系別・魚種別漁獲量（平成30年）

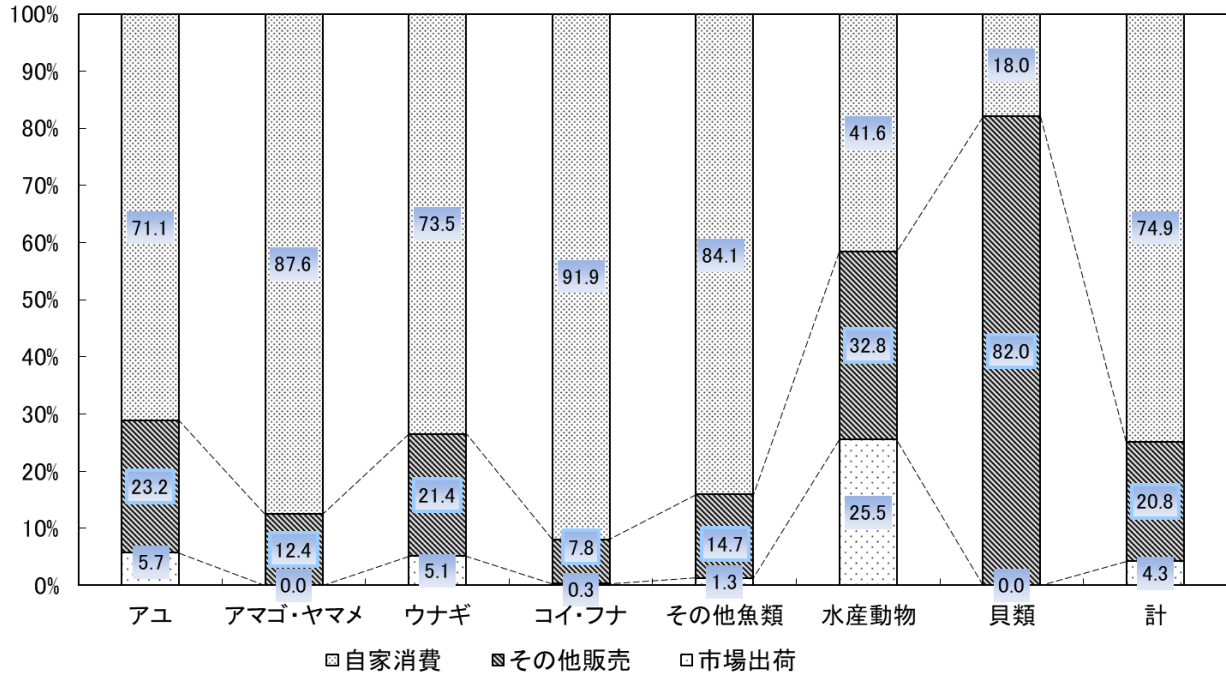
（単位：kg）

| 魚種\水系 | 揖斐川 | 長良川 | 木曽川 | 飛騨川 | 宮川 | 庄川 | 岐阜県 矢作川 | 土岐川 | 石徹白川 | 計 |
|---------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|------------|-----|------|---------|
| アユ | 18851 | 143736 | 20239 | 60004 | 24751 | 1733 | 3000 | 9 | 0 | 272,323 |
| イワナ | 1065 | 1152 | 100 | 2176 | 6490 | 1230 | 0 | 0 | 150 | 12,363 |
| アマゴ・ヤマメ | 9155 | 34074 | 1817 | 13358 | 7457 | 3089 | 330 | 0 | 0 | 69,280 |
| ニジマス | 232 | 126 | 452 | 2392 | 4053 | 2782 | 0 | 0 | 0 | 10,037 |
| サツキマス | 176 | 405 | 390 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 971 |
| ウナギ | 662 | 562 | 330 | 567 | 85 | 8 | 20 | 0 | 0 | 2,234 |
| ウグイ | 773 | 1573 | 462 | 1000 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 3,833 |
| オイカワ | 870 | 1099 | 2210 | 820 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,999 |
| コイ・ニゴイ | 1814 | 1428 | 460 | 450 | 435 | 84 | 0 | 0 | 0 | 4,671 |
| フナ | 6602 | 662 | 920 | 50 | 0 | 43 | 0 | 0 | 0 | 8,277 |
| ドジョウ | 40 | 91 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 171 |
| アジメドジョウ | 0 | 1347 | 45 | 279 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,701 |
| モロコ | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 101 |
| ナマズ | 876 | 334 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,260 |
| ボラ・スズキ | 625 | 100 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 775 |
| ヨシノボリ | 650 | 4388 | 300 | 180 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,531 |
| その他の魚種 | 125 | 857 | 115 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,497 |
| テナガエビ | 176 | 120 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 306 |
| モクズガニ | 1035 | 2800 | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,135 |
| その他動物 | 50 | 10 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| シジミ | 5100 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,120 |
| その他貝類 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 48,977 | 194,865 | 28,350 | 81,676 | 43,329 | 8,979 | 3,350 | 9 | 150 | 409,685 |

（資料：河川漁業動態調査）

4 漁獲物の販売

岐阜県の河川漁業は遊漁的色彩が強く、漁獲の多くが市場等へ出荷されず、自家消費の用に供されています。平成30年の河川漁業による漁獲物のうち、市場に出荷されたものは漁獲量全体の4.3%（金額の3.1%）にすぎず、市場以外への販売（その他への販売）を含めても、販売の用に供されたものは漁獲量全体の25.1%（金額の28.6%）であり、半数以上が自家消費されています。



第10図 主要漁獲物の用途別内訳(漁獲割合)

(資料 河川漁業動態調査)

魚類は、自家消費の割合が高く、漁獲量の76.0%が自家消費されています。テナガエビやモクズガニ等の水産動物については、販売されるものの割合が比較的高く、漁獲量の58.4%が市場やその他へ販売されています。シジミ等の貝類については、漁獲量の82.0%が販売の用に供されていますが、その全てが市場を介さずに販売されています。

なお、市場出荷された漁獲物の89.1%はアユが占めています。

5 遊漁状況

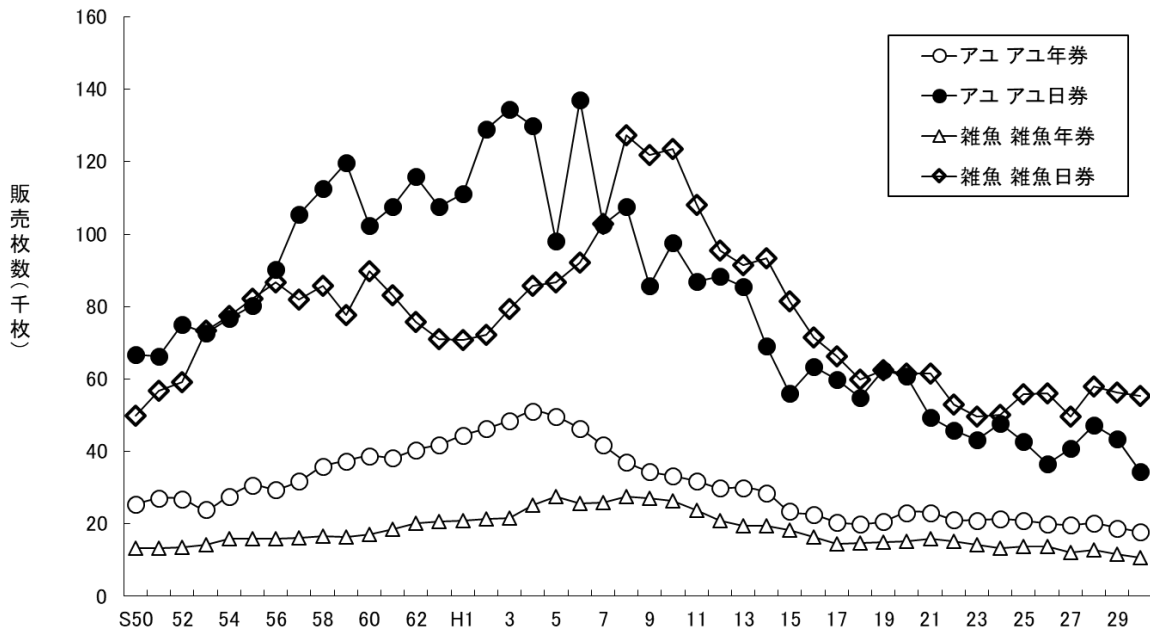
組合員以外の者（遊漁者）が行う水産動物の採捕については、組合が定める遊漁規則により遊漁料金、採捕の方法等が規定されています。遊漁者の漁法については、平成30年現在、県内33漁組合のうち3組合が網による遊漁を認めています、その他の30組合は釣りのみとなっています。

遊漁証の販売状況

県内の漁業協同組合が発行している遊漁証は、アユ、雑魚（アユ以外の魚種）の2種類に分かれており、それぞれに年券と日券があります。平成30年における遊漁証の発行枚数は、アユ年券17,755枚（網券含む）、アユ日券34,347枚、雑魚年券10,730枚、雑魚日券55,365枚でした。

アユの年券は平成4年（51,106枚）をピークに平成17年まで減少傾向が続いていました。平成17年以降は2万枚程度で推移していますが、平成30年は前年と比べると減少しています。また、日券については、平成26年以降は増加傾向が続いていましたが、平成30年は前年より減少しました。

一方、雑魚については、年券の販売枚数が平成8年以降減少傾向にあり、平成30年には10,730枚まで減少しています。また、日券は平成7年から平成11年までの間、100千枚以上の販売がありました、その後は減り続けています。



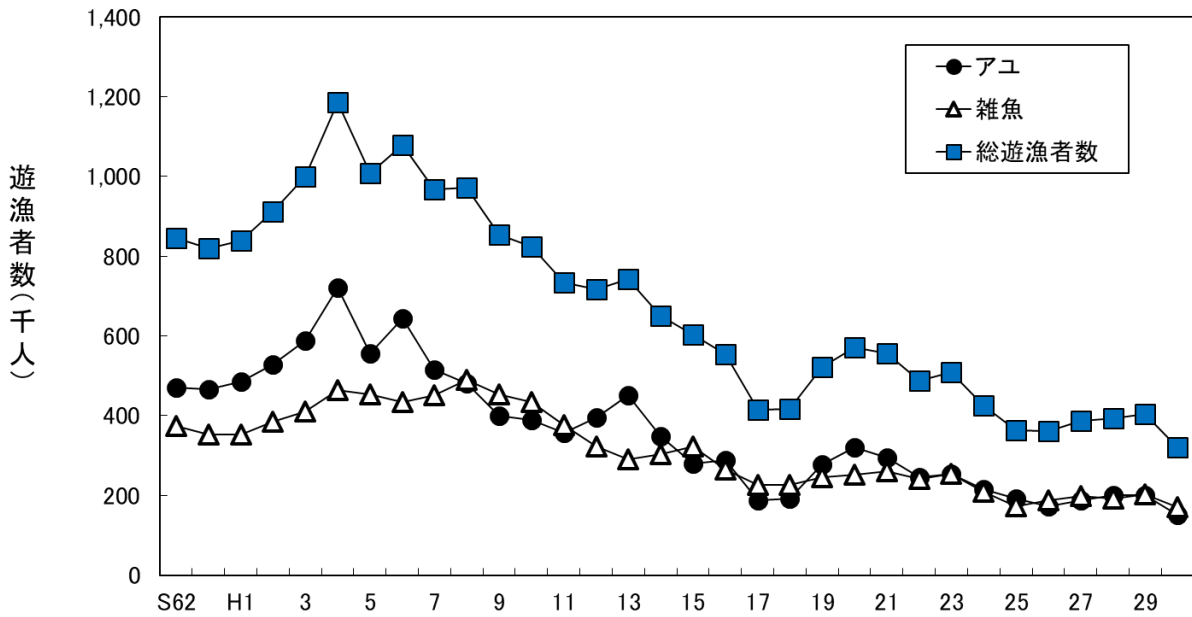
第11図 遊漁証販売枚数の推移

(資料 河川漁業動態調査)

遊漁者数の状況

遊漁者数は、平成4年（1,186千人）のピークから平成17年（414千人）まで減少傾向にありました。それ以降は増加と減少を繰り返しており、平成30年は321千人と前年度と比較して82千人減少しました。

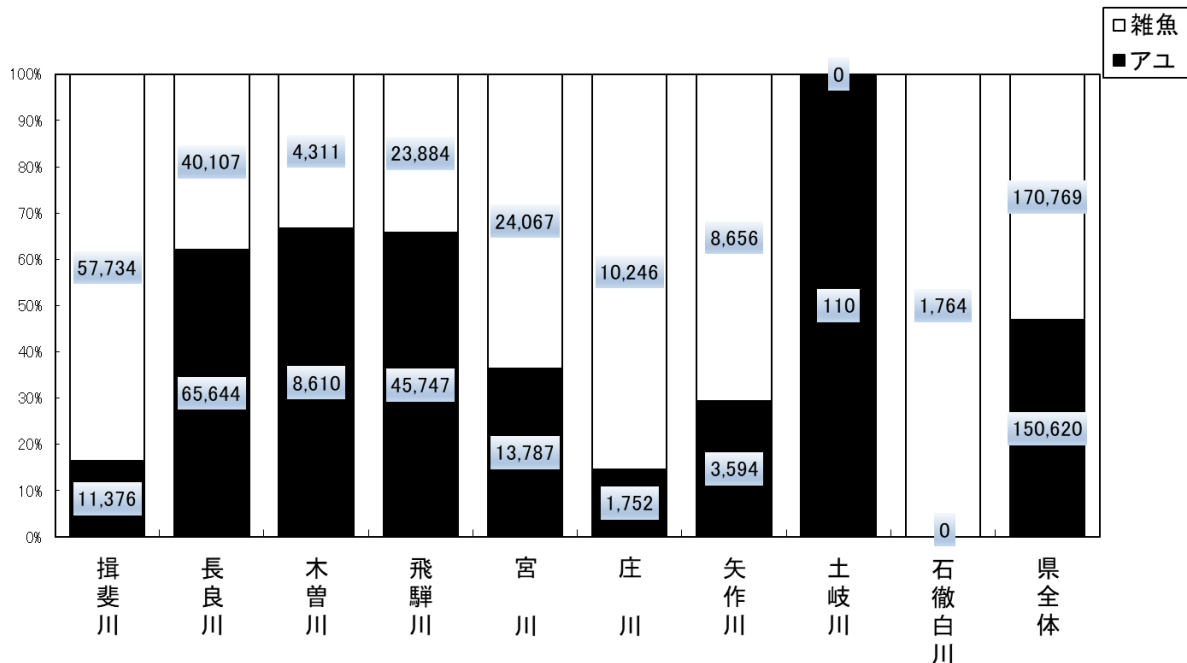
平成30年の遊漁者数の内訳は、アユが151千人（46.9%）、雑魚が171千人（53.1%）とやや雑魚の遊漁者の方が多く、前年度と比較して、アユで4.2%の減、雑魚で4.2%の増となっています。



第12図 遊漁者数の推移

(資料 遊漁状況調査)

平成30年の水系別の遊漁者数は、長良川水系が106千人（県全体の32.9%）で最も多く、次いで木曾川水系（飛騨川水系含む）が83千人（25.7%）、揖斐川水系69千人（21.5%）の順となっています。上位3水系の木曾三川の遊漁者数は257千人で、県全体の80.1%を占めており、本県の河川漁業の重要な漁場となっています。アユ・雑魚の遊漁者数は、県全体ではアユ46.9%、雑魚53.1%とほぼ同数ですが、水系によって状況は異なっており、長良川水系ではアユの遊漁者の割合が高く、62.1%がアユの遊漁者になっています。一方、石徹白川では100%に近く、庄川水系では85.4%が雑魚の遊漁者となっています。



第13図 平成30年水系別遊漁区分割合

(資料 遊漁状況調査)

IV 養殖業

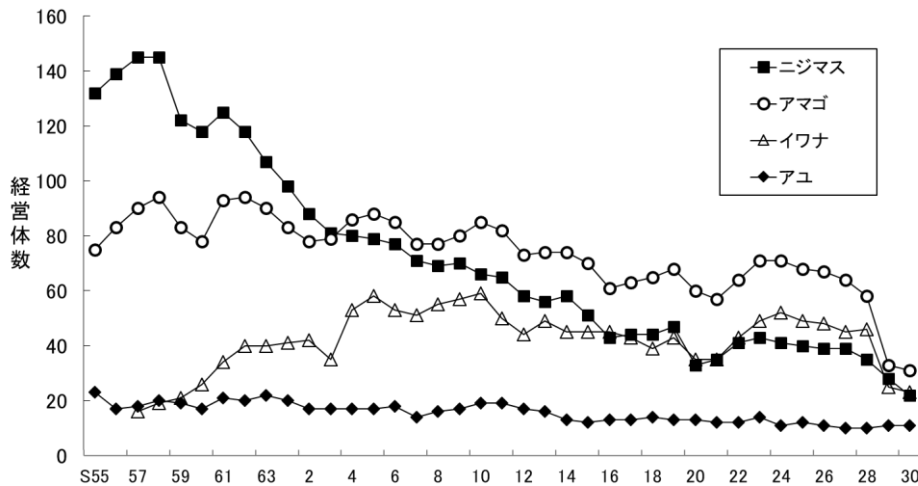
本県では、食用としてアユ、ニジマス、アマゴ、ヤマメ、イワナ、コイ、フナ、アメリカナマズ、スッポン、ナマズ、ホンモロコ、カジカ、チョウザメなどと、観賞用として錦鯉、金魚の養殖が行われており、生産量及び金額において食用魚介類がその中心となっています。地域的には、飛騨、下呂、恵那、郡上、揖斐地域の山間部では清澄な谷水を利用したマス類が、平野部では地下水を利用したアユや観賞魚の養殖が主に行われています。

1 養殖経営体数

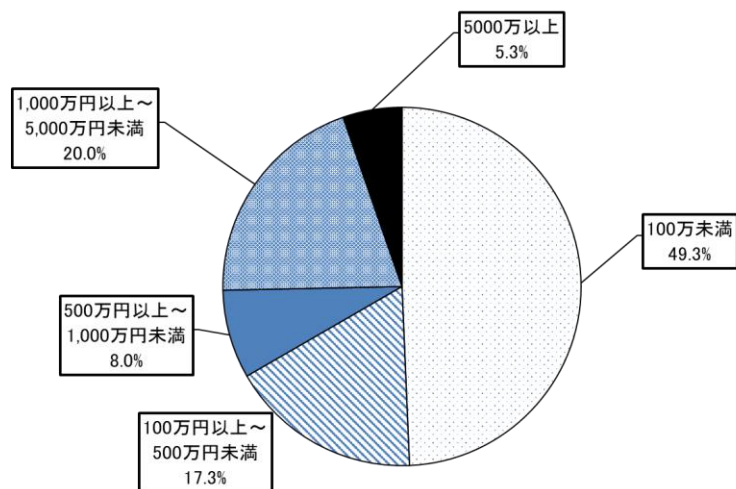
平成 30 年に養殖業を営んでいた経営体数は 93 件でした。ニジマスやアマゴ等のマス類の養殖場においてニジマス、アマゴ、ヤマメ、イワナ等を組み合わせて養殖する経営体が多く見られます。

魚種別ではアマゴの養殖を行う経営体が最も多く、34 件で養殖が行われています。次いでイワナ 24 件、ニジマス 23 件の順となっています。

従業員数は平均 2 名と家族経営的な経営体が多く、1 経営体あたりの年間の生産額の平均は 16,863 千円ですが、生産額が 100 万円未満の経営体が全体の 49.3% を占めており、500 万円未満の経営体まで含めると 66.6% にものぼることから、零細な経営体が多いことが分かります。



第14図 主な養殖魚の経営体数の推移 (資料 岐阜県養殖業動態調査)



第15図 生産額別の経営体割合(H30) (資料:養殖業動態調査)

2 生産高

昭和50年以降の養殖生産量は、昭和63年までの間2,000t前後で推移していましたが、その後減少し、平成5年から平成11年の間は1,500t前後、平成14年以降は1,100t前後で推移というように、段階的に減少しています。ピークは昭和53年の2,402tでしたが、平成15年には1,017tにまで減少しました。平成16年以降はアユ生産量の増加を受けて持ち直しましたが、平成30年は1,019tになりました。

主要な養殖魚種はアユ、ニジマス、アマゴ、イワナであり、この4魚種で養殖生産量全体の95.8%を占めています。

ニジマスの生産量は昭和53年(1,631t)のピークを境に年々減少し、平成30年には129tと、昭和53年の生産量(1,631t)のわずか7.9%にまで減少しています。

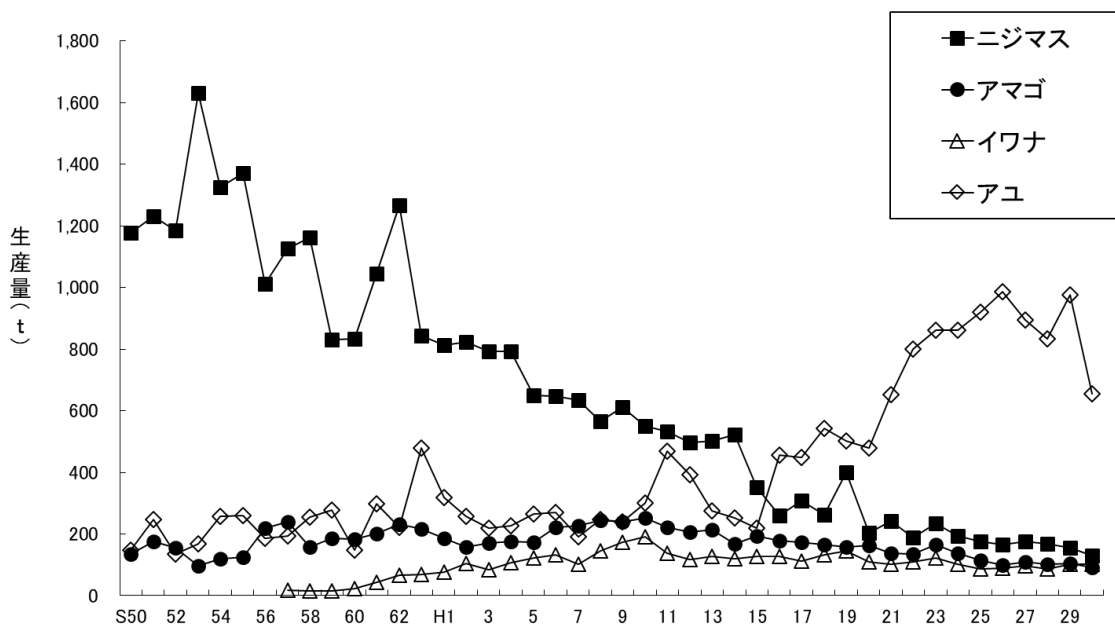
一方、アユの生産量は増加傾向にあり、平成16年にはニジマスを抜いて県内で最も多く生産される養殖魚種となりました。平成30年のアユの生産量は654tと県内の養殖生産量の64.2%を占めています。アマゴやイワナについては、平成14年頃から生産量が比較的安定していましたが、ここ数年、減少傾向を示しています。

平成30年の養殖生産額は12億65百万円で、前年に比べ378百万円の減となりました。魚種別ではアユの生産額が最も多く、8億11百万円と県内の養殖生産額の64.1%を占めています。

第6表 魚種別養殖生産高

| | | ニジマス | アマゴ | イワナ | アユ | コイ | その他 | 計 |
|-----|---------|------|-----|-----|-------|----|-----|-------|
| H27 | 数量(t) | 177 | 102 | 96 | 893 | 2 | 51 | 1,321 |
| | 金額(百万円) | 150 | 148 | 110 | 1,135 | 2 | 90 | 1,635 |
| H28 | 数量(t) | 155 | 106 | 98 | 883 | 1 | 63 | 1,307 |
| | 金額(百万円) | 144 | 130 | 117 | 1,147 | 1 | 101 | 1,639 |
| H29 | 数量(t) | 155 | 104 | 102 | 977 | 1 | 43 | 1,382 |
| | 金額(百万円) | 142 | 137 | 123 | 1,140 | 1 | 100 | 1,643 |
| H30 | 数量(t) | 129 | 91 | 101 | 654 | 1 | 43 | 1019 |
| | 金額(百万円) | 120 | 132 | 105 | 811 | 1 | 97 | 1265 |

(資料：平成30年度養殖業動態調査)

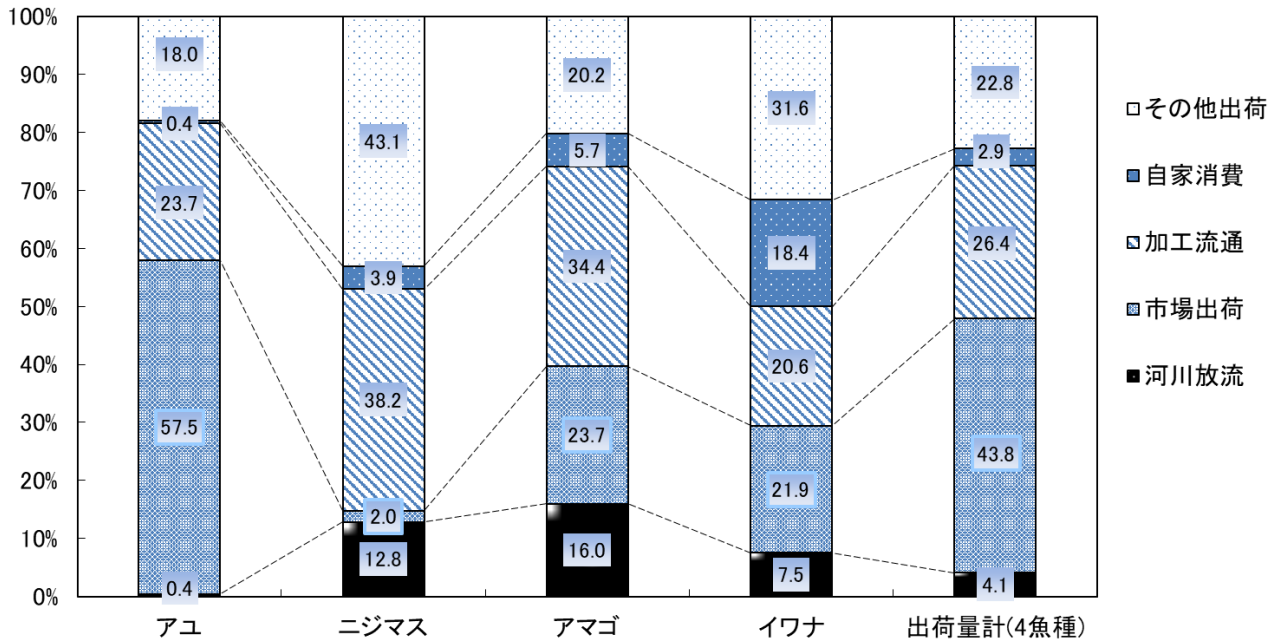


第16図 主な養殖魚種の生産量の推移

(資料 養殖業動態調査)

3 養殖生産物の流通

養殖生産物（成魚）の販売先を、市場、河川放流、その他出荷（加工流通を含む）、自家消費の4区分で調べたところ、市場出荷が最も多く、次いでその他出荷、自家消費、河川放流の順となりました。これは、近年、アユの市場出荷が大幅に増加したことに起因するものと考えられます。その他の魚種は、従来と同様に各経営体が独自の販路を開拓し、加工出荷、釣り堀、旅館等、様々な販売先への販売が行われているものと考えられます。



第17図 主要養殖水産動物の販売先内訳(出荷量割合)

(資料 養殖業動態調査)

V 漁船

漁船法により、漁業に従事する船舶の内、総トン数が1 t未満の無動力船を除く全ての漁船は登録の義務があります。

平成30年12月28日現在の本県の登録漁船隻数は363隻で、前年と比較すると、総隻数で14隻の減となっています。

登録漁船の大部分は総トン数1 t未満の動力漁船であり、1 tを超える漁船は3隻のみです。また、県内には総トン数3 t以上の漁船はありません。

本県に登録のある漁船の多くはFRP製であり、今後もFRP船の割合が増加するものと思われます。この理由として、木造船の製造業者の高齢化や後継者不足による供給減と、安価なFRP船の入手のしやすさ等があげられます。しかし、瀬等の流れが速い漁場では、笹の葉に似た細長い木造船の方が適しており、特に岐阜市を中心とした長良川下流部では、漁船の殆どが木造船です。

登録漁船を用いて漁業を行っている漁協は、県内33漁協中10漁協ですが、その大部分は長良川、木曾川及び揖斐川の下流部と、飛騨川の川辺ダム湖及び今渡ダム湖において、釣り、夜川網、流し刺し網等の漁法に使用されています。

第7表 漁船の登録状況（平成30年12月28日現在）（単位：隻）

| 区分 | 船質 | 1 t 未満 | 1 t 以上 3 t 未満 | 3 t 以上 5 t 未満 | 計 |
|------|-----|--------|------------------|------------------|-----|
| 動力漁船 | アルミ | 1 | — | — | 1 |
| | 木 | 105 | — | — | 105 |
| | FRP | 254 | 3 | — | 257 |
| 計 | | 360 | 3 | — | 363 |

（里川振興課水産振興室調べ）

VI 内水面漁業制度

1 内水面漁業の特徴

内水面漁業における最も大きな特徴の一つに、内水面は海面と比較して漁場規模が小さく、採捕により水産資源が枯渇しやすいということがあります。

このため、知事は、岐阜県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、漁業権魚種（権利の対象となる水産動植物）、漁場の区域などを定め、それらの水産動植物を採捕する権利（漁業権）を漁業協同組合に免許します。

免許を受けた漁業協同組合には河川や湖沼への魚の放流や、産卵場の造成等の増殖義務が課せられます。さらに、遊漁者との関係については、知事の認可を必要とする遊漁規則を制定し、これによってその調整を図らなければならないこととなっています。

なお、漁業権は漁業を営む権利であり、川や湖沼等を支配、占有する権利ではありません。

(1) 共同漁業権

共同漁業権とは、一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利のことですが、内水面の場合、増殖義務との関連から第1種共同漁業権（採貝漁業）に該当するものを除き、全て第5種共同漁業権に統括されています。

本県における共同漁業権の設定状況は、第1種共同漁業権（採貝漁業）が揖斐川下流部に2件（シジミ漁業）、第5種共同漁業権（内水面漁業）が、ほぼ県下全域（揖斐川上流域と木曾三川下流域の一部を除く）に48件となっています。なお、第5種の件数には県境漁場における他県知事免許のものが3件含まれています。

水系別には木曾川が12件で最も多く、次いで長良川、揖斐川・宮川の順となっています。なお、木曾三川では合計で34件が免許されており、県全体の6割以上を占めています。

第5種共同漁業権は水産業協同組合法に基づいて組織された漁業協同組合や漁業協同組合連合会に免許され、その存続期間は10年となっています。第5種共同漁業の免許を受けようとする漁協には、獲るばかりではなく、その漁業権が及ぶ区域内において権利の対象となる水産動植物（以下、漁業権魚種）の採捕禁止期間や区域を定めたり、卵や稚魚等を放流したりして資源が減少しないよう漁場を適正に管理する義務が求められます。

第8表 水系別免許件数

| | 木曾三川 | | | 土岐川 | 矢作川 | 庄川 | 宮川 | 九頭竜川 | 合計 |
|-----|-----------|-----|-----|-----|----------|----|-----------|------|-----------|
| | 木曾川 | 長良川 | 揖斐川 | | | | | | |
| 件数 | 12 (1) | 11 | 11 | 1 | 3 (1) | 1 | 10 (1) | 1 | 50 (3) |
| 漁協数 | 13 | 9 | 8 | 1 | 2 | 1 | 5 | 1 | 延べ40 |

() 内は他県知事免許 内数

(資料：里川振興課水産振興室)

第5種共同漁業の漁業権魚種は、アユ、アマゴ、イワナ、コイ、フナ、ウナギ等17種類に及びます。最も多くの漁場で権利の対象となっているのがウグイ、オイカワであり、次いでアユ、ウナギとなっています。山間部ではアユ、アマゴ、イワナ等を、平野部ではコイ、フナ、ウナギ等を権利の対象としている漁場が多く、また、飛騨地方を中心にアジメドジョウやカジカを、長良川、揖斐川の下流域でモクズガニを権利の対象としているのが特徴です。

第9表 漁業種類別第5種共同漁業権数

| 漁業種類 | 件数 |
|---------|----|
| ウナギ | 37 |
| アユ | 37 |
| ウグイ | 38 |
| オイカワ | 38 |
| アマゴ | 30 |
| コイ | 36 |
| フナ | 19 |
| ニジマス | 21 |
| イワナ | 23 |
| アジメドジョウ | 20 |
| ヤマメ | 9 |
| ナマズ | 8 |
| カジカ | 14 |
| モロコ | 6 |
| モクスガニ | 4 |
| ワカサギ | 3 |
| ヨシノボリ | 7 |

(資料：里川振興課水産振興室)

(2) 区画漁業権

区画漁業権とは、一定の区域内で養殖業を営む権利のことで、本県では漁業生産組合、法人、個人等に対して第1種（施設、装置等を水面に敷設し、他の水面から区画して行うもの）又は第2種（池沼等で行うもの）が合計8件免許されています。内訳は第1種が1件で、河合漁業生産組合の網生簀養殖業（対象魚種はニジマス、アマゴ、イワナ、コイ、ナマズ等）、第2種が7件で、この内6件が南濃地域に点在する池沼を利用したコイ、フナ養殖業となっています。

(3) 各漁業権一覧
第1種共同漁業権

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|-------|------------|----------------|------|---------------------|-------------------------------|
| △ | 内共第1号 | 海津市漁業協同組合 | 揖斐川 | シジミ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年8月1日 ～ 平成35年12月31日 |
| △ | 内共第2号 | 西濃水産漁業協同組合 | 揖斐川 | シジミ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年1月1日 ～ 平成35年12月31日 |

第5種共同漁業権

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|--------|-----------------------------|--------------------|---|---------------------|-------------------------------|
| ① | 内共第3号 | 海津市漁業協同組合 | 大江川 | コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、モロコ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年1月1日 ～ 平成35年12月31日 |
| ② | 内共第4号 | 海津市漁業協同組合 | 中江川 | コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、モロコ | 〃 | 〃 |
| ③ | 内共第5号 | 海津市漁業協同組合 養老郡漁業協同組合 | 揖斐川 | アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ④ | 内共第6号 | 西濃水産漁業協同組合 | 揖斐川 牧田川 | アユ、アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、オイカワ、ウグイ、モクズガニ | 〃 | 〃 |
| ⑤ | 内共第7号 | 牧田川漁業協同組合 | 牧田川 | アユ、アマゴ、ニジマス、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ⑥ | 内共第8号 | 根尾川筋漁業協同組合 | 根尾川 | アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、コイ、フナ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ⑦ | 内共第9号 | 揖斐川中部漁業協同組合 | 揖斐川 | アユ、アマゴ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ⑧ | 内共第10号 | 揖斐川久瀬漁業協同組合 | 揖斐川 | アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ⑨ | 内共第11号 | 揖斐川上流漁業協同組合 | 揖斐川 坂内川 | アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ⑩ | 内共第12号 | 木曾川長良川下流漁業協同組合 海津市漁業協同組合 | 長良川 | アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ⑪ | 内共第13号 | 長良川漁業協同組合 西濃水産漁業協同組合 | 長良川 犀川 | アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、オイカワ、モクズガニ | 〃 | 〃 |
| ⑫ | 内共第14号 | 長良川漁業協同組合 | 長良川 伊自良川 津保川 | アユ、アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、モロコ、オイカワ、ウグイ、モクズガニ | 〃 | 〃 |
| ⑬ | 内共第15号 | 長良川漁業協同組合 | 犀川 五六川 | コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、モロコ、オイカワ、ウグイ、モクズガニ | 〃 | 〃 |

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|--------|---|--------------------|--|---------------------|-------------------------------|
| ⑭ | 内共第16号 | 長良川中央漁業協同組合 | 長良川 武儀川 板取川 | アユ、アマゴ、ニジマス、 イワナ、コイ、フナ、ウナ ギ、オイカワ、ウグイ、ア ジメドジョウ、カジカ、ヨ シノボリ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年1月1日 ～ 平成35年12月31日 |
| ⑮ | 内共第17号 | 郡上漁業協同組合 | 長良川 吉田川 亀尾島川 | アユ、アマゴ、イワナ、コ イ、ウナギ、オイカワ、ウ グイ、アジメドジョウ、カ ジカ、ヨシノボリ | 〃 | 〃 |
| ⑯ | 内共第18号 | 長良川中央漁業協同組合 | 津保川 | アユ、アマゴ、コイ、フナ、 ウナギ、オイカワ、ウグイ、 アジメドジョウ、ヨシノボ リ | 〃 | 〃 |
| ⑰ | 内共第19号 | 津保川漁業協同組合 | 津保川 | アユ、アマゴ、コイ、フナ、 ウナギ、オイカワ、ウグイ、 アジメドジョウ | 〃 | 〃 |
| ⑱ | 内共第20号 | 美山漁業協同組合 | 武儀川 | アユ、アマゴ、ウナギ、オ イカワ、ウグイ、アジメド ジョウ | 〃 | 〃 |
| ⑲ | 内共第21号 | 板取川上流漁業協同組合 | 板取川 柿野川 | アユ、アマゴ、ニジマス、 ウナギ、オイカワ、ウグイ、 アジメドジョウ | 〃 | 〃 |
| ㉀ | 内共第22号 | 美山漁業協同組合 | 柿野川 | アユ、アマゴ、ウナギ、オ イカワ、ウグイ、アジメド ジョウ | 〃 | 〃 |
| ㉁ | 内共第23号 | 可児漁業協同組合 | 可児川 | ニジマス、コイ、フナ、ウ ナギ、ワカサギ、モロコ、 オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㉂ | 内共第24号 | 日本ライン漁業協同組 合 木曾川中流漁業協同組 合 | 木曾川 飛弾川 | コイ、ウナギ | 〃 | 〃 |
| ㉃ | 内共第25号 | 木曾川中流漁業協同組 合 | 木曾川 | アユ、アマゴ、ニジマス、 コイ、ウナギ、オイカワ、 ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㉄ | 内共第26号 | 恵那漁業協同組合 | 木曾川 付知川 中津川 | アユ、アマゴ、ニジマス、 イワナ、コイ、ウナギ、モ ロコ、オイカワ、ウグイ、 アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㉅ | 内共第27号 | 飛弾川漁業協同組合 | 飛弾川 | アユ、アマゴ、ニジマス、 コイ、ウナギ、オイカワ、 ウグイ、アジメドジョウ、 ヨシノボリ | 〃 | 〃 |
| ㉆ | 内共第28号 | 益田川漁業協同組合 飛弾川漁業協同組合 馬瀬川下流漁業協同組 合 | 飛弾川 | アユ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|--------|--------------|-------------------|---|---------------------|-------------------------------|
| ㉗ | 内共第29号 | 益田川漁業協同組合 | 飛弾川 | アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、コイ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ、ヨシノボリ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年1月1日 ～ 平成35年12月31日 |
| ㉘ | 内共第30号 | 益田川上流漁業協同組合 | 飛弾川 秋神川 | アユ、アマゴ、イワナ、コイ、フナ、ウナギ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㉙ | 内共第31号 | 馬瀬川下流漁業協同組合 | 馬瀬川 和良川 | アユ、アマゴ、イワナ、コイ、ウナギ、オイカワ、ワカサギ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㊱ | 内共第32号 | 馬瀬川上流漁業協同組合 | 馬瀬川 | アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㊲ | 内共第33号 | 和良川漁業協同組合 | 和良川 | アユ、アマゴ、イワナ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㊳ | 内共第34号 | 土岐川漁業協同組合 | 土岐川 | アユ、アマゴ、ニジマス、コイ、ウナギ、ワカサギ、オイカワ | 〃 | 〃 |
| ㊴ | 内共第35号 | 岐阜県矢作川漁業協同組合 | 明智川 | アユ、アマゴ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㊵ | 内共第36号 | 岐阜県矢作川漁業協同組合 | 上村川 | アユ、アマゴ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㊶ | 内共第37号 | 宮川下流漁業協同組合 | 宮川 小鳥川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、コイ、ウナギ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ、ヨシノボリ | 〃 | 〃 |
| ㊷ | 内共第38号 | 宮川漁業協同組合 | 宮川 荒城川 小八賀川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、コイ、フナ、ウナギ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㊸ | 内共第39号 | 高原川漁業協同組合 | 高原川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、コイ、ウナギ、ウグイ、カジカ、ヨシノボリ、アジメドジョウ | 〃 | 〃 |
| ㊹ | 内共第40号 | 高原川漁業協同組合 | ソノボ谷川 | イワナ | 〃 | 〃 |

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|--------|------------|----------------|--|---------------------|-------------------------------|
| ㉑ | 内共第41号 | 宮川漁業協同組合 | 小鳥川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、コイ、フナ、ウナギ、オイカワ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年1月1日 ～ 平成35年12月31日 |
| ㉒ | 内共第42号 | 丹生川漁業協同組合 | 荒城川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㉓ | 内共第43号 | 丹生川漁業協同組合 | 小八賀川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㉔ | 内共第44号 | 宮川下流漁業協同組合 | 万波川 | イワナ | 〃 | 〃 |
| ㉕ | 内共第45号 | 宮川下流漁業協同組合 | 大長谷川 | イワナ | 〃 | 〃 |
| ㉖ | 内共第46号 | 庄川漁業協同組合 | 庄川 | アユ、ヤマメ、ニジマス、イワナ、コイ、フナ、ウナギ、ウグイ、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 〃 |
| ㉗ | 内共第47号 | 石徹白漁業協同組合 | 石徹白川 | アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、アジメドジョウ、カジカ | 〃 | 平成25年9月1日 ～ 平成30年12月31日 |

他県知事免許

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|-----------------|--|----------------|---------------------------|---------------------|-------------------------------|
| ㉘ | (愛知県) 内共第15号 | 岐阜県矢作川漁業協同組合 矢作川漁業協同組合 (愛知県) | 矢作川 | アユ、アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 1月1日 ～ 12月31日 | 平成26年1月1日 ～ 平成35年12月31日 |
| ㉙ | (愛知県) 内共第23号 | 木曾川長良川下流漁業協同組合 日本ライン漁業協同組合 木曾川漁業協同組合 (愛知県) 愛北漁業協同組合 (愛知県) | 木曾川 | アユ、アマゴ、コイ、フナ、ウナギ、オイカワ、ウグイ | 〃 | 〃 |
| ㉚ | (富山県) 内共第17号 | 高原川漁業協同組合 宮川下流漁業協同組合 富山漁業協同組合 (富山県) | 宮川 | アユ、ヤマメ、イワナ | 〃 | 〃 |

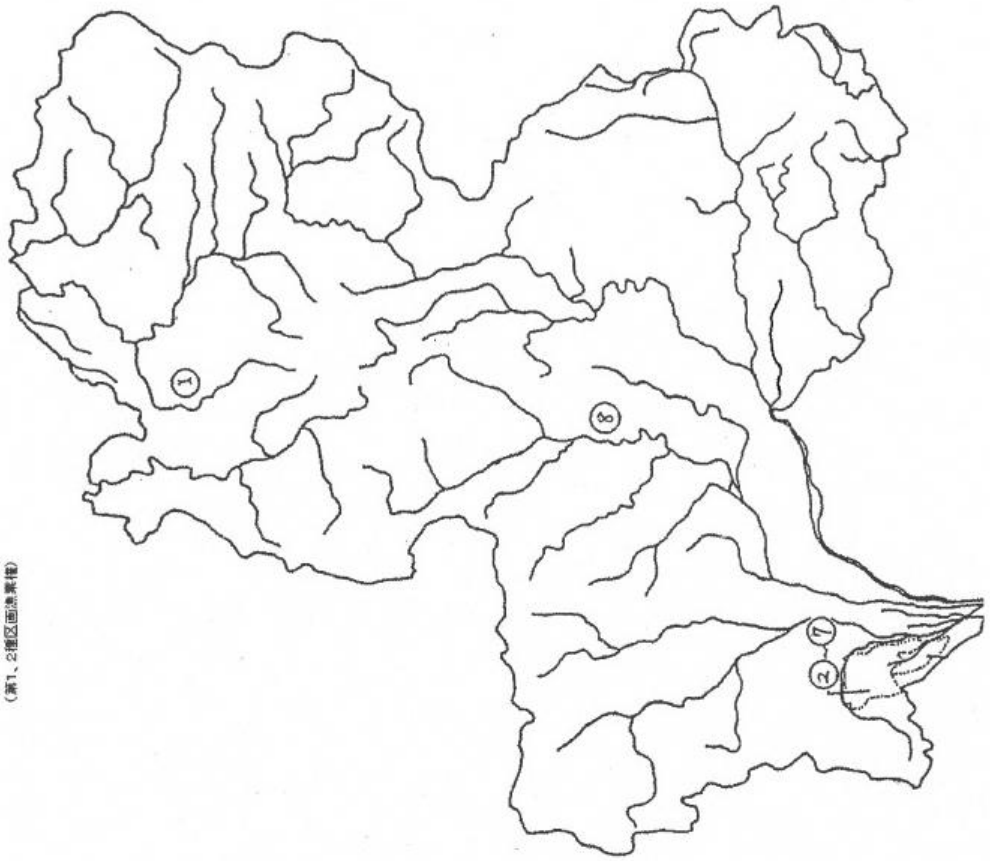
平成30年12月現在

第1種区画漁業権

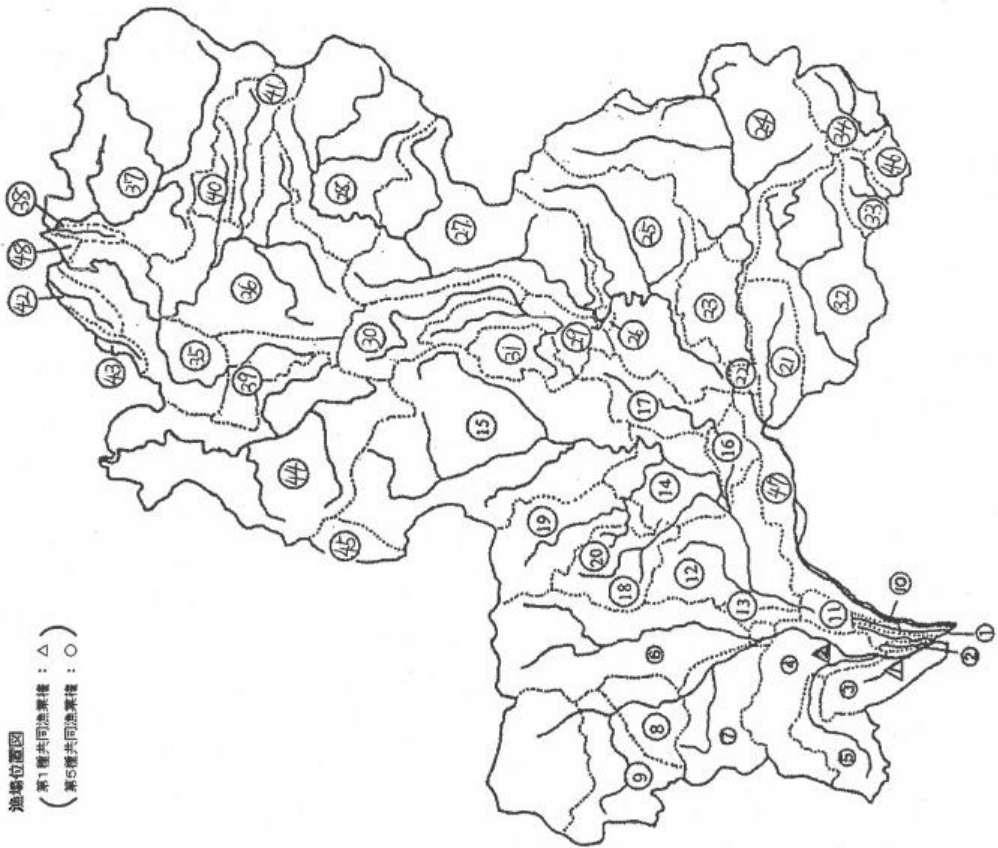
| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|-------------|----------|-------------------------------------|--|---------------------------|---|
| ① | 内区 26 第 1 号 | 河合漁業生産組合 | 飛 弾 市 河 合 町 地 内 の 下 小 鳥 ダ ム 湖 | ニジマス小割り式養殖 イワナ小割り式養殖 アマゴ小割り式養殖 コイ小割り式養殖 ナマズ小割り式養殖 アユ小割り式養殖 チョウザメ小割り式養殖 | 1 月 1 日 ～ 12 月 31 日 | 平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日 |

第2種区画漁業権

| 番号 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁場区域 (主な河川) | 漁業名称 | 漁業時期 | 存続期間 |
|----|--------------|-----------------|------------------|--------------------------|---------------------------|--|
| ② | 内区 26 第 2 号 | (個人) | 養老町地内の池沼 | コイ養殖業、フナ養殖業 | 1 月 1 日 ～ 12 月 31 日 | 平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日 |
| ③ | 内区 26 第 3 号 | (個人) | 養老町地内の池沼 | コイ養殖業、フナ養殖業 | 〃 | 〃 |
| ④ | 内区 26 第 4 号 | (個人) | 養老町地内の池沼 | コイ養殖業、フナ養殖業 | 〃 | 〃 |
| ⑤ | 内区 26 第 6 号 | (個人) | 養老町地内の池沼 | コイ養殖業、フナ養殖業 | 〃 | 〃 |
| ⑥ | 内区 26 第 7 号 | (個人) | 養老町地内の池沼 | コイ養殖業、フナ養殖業 | 〃 | 平成 26 年 11 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日 |
| ⑦ | 内区 26 第 8 号 | (個人) | 養老町地内の池沼 | コイ養殖業、フナ養殖業 | 〃 | 平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日 |
| ⑧ | 内区 26 第 11 号 | 美並フォレスト 株式会社 | 郡上市美並町地内 の戸谷川 | ニジマス養殖業、アマゴ 養殖業、コイ養殖業 | 〃 | 〃 |



(第1、2地区河流集区)



2 漁業調整規則

各都道府県では漁業法（第 65 条 1 項及び第 2 項）及び水産資源保護法（第 4 条第 1 項）に基づいて漁業調整規則を制定しており、本県においても「岐阜県漁業調整規則」（昭和 40 年 12 月 10 日規則第 18 号）として制定しています。この規則には、魚に対する採捕の制限や禁止に関する事項が定められ、違反した者に対する罰則も規定されています。以下には主な内容を示します。なお、漁協毎に定めている行使規則や遊漁規則は、この調整規則を基に作られています。

a 許可漁具・漁法（規則第 6 条）

以下に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合には、知事の許可を必要とします。

ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第 129 条に規定する遊漁規則に基づいてする場合は除きます。

| | |
|---------------------------------|----------------|
| (1)地獄網（口径 1.8m 以上のもの及び袖網を備えるもの） | (9)走り込み（えりを含む） |
| (2)夜川網 | (10)魚せき |
| (3)中猟網 | (11)やな |
| (4)いしこびき網（ごろびき網を含む） | (12)す建網 |
| (5)あゆ受網 | (13)河川建干網 |
| (6)登り落（滝わけを含む） | (14)あゆ瀬張網 |
| (7)膝持網（あんこ網を含む） | (15)地びき網 |
| (8)あじめ釜 | |

b 漁期制限（規則第 26 条）

以下に掲げる水産動物は、その資源保護のため、主に産卵や遡上の時期の採捕が禁止されています。

| 水産動物 | 禁 止 期 間 |
|------|--|
| アユ | 1 月 1 日から 5 月 1 0 日まで |
| ウグイ | 4 月 1 日から 5 月 3 1 日まで ただし、長良川筋板取川合流点から下流、揖斐川西平堰堤から下流及び根尾川山口用水堰堤から下流を除く。 |
| シジミ | 5 月 1 0 日から 7 月 3 1 日まで |
| イワナ | 1 0 月 1 日から翌年 1 月 3 1 日まで |
| アマゴ | 同上 |
| ヤマメ | 同上 |

c 採捕魚の全長制限（規則第 27 条）

以下に掲げる水産動物は、その繁殖保護のため、制限全長未満のものの採捕を禁止しています。

| 水産動物 | 全 長 |
|------|--------|
| フナ | 6 cm |
| ウグイ | 1 0 cm |
| イワナ | 1 5 cm |
| アマゴ | 同上 |
| ヤマメ | 同上 |
| コイ | 2 0 cm |
| ウナギ | 3 0 cm |

※上表に掲げる水産動物の放卵した卵も採捕禁止です。

d 漁具・漁法の制限及び禁止（規則第 28 条）

以下に掲げる漁法には、使用禁止期間が設定されています。

| 漁具・漁法 | 禁止期間 |
|---------------------------------|---|
| 水中に電流を通じてする漁法 | 1月1日から12月31日まで |
| 瀬干し（川干し、替取り、江替えを含む） | 同上 |
| ガラスピン（これに類するものを含む）、おけぶせを用いてする漁法 | 同上 |
| 水中銃を用いてする漁法 | 同上 |
| いかり掛け、どぼんこ、もり、ひし、やすを用いてする漁法 | 1月1日から8月15日まで |
| かき上げ、かき下げ漁法 | 3月1日から6月30日まで ただし、長良川藍川橋から下流は3月1日から5月10日まで |
| あゆの汲みとり、濁りずくいをする漁法 | 5月11日から7月31日まで |
| う飼漁法 | 10月16日から翌年5月10日まで |
| やな漁法 | 11月1日から翌年7月31日まで |

e 外来魚の移植制限（規則第 32 条）

以下に掲げる魚種（卵を含む）は、在来種を捕食すること等により、水産資源保護上問題となることがあるため、許可なく移植（放流）することが禁止されています。

1. ブラックバス（オオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属の魚をいう）
2. ブルーギル

3 遊漁規則

「遊漁」とは、第5種共同漁業権の免許を受けた漁協の、組合員以外の者のする水産動植物の採捕（漁業法第129条第1項）と規定されています。内水面漁業の特色の一つとして、漁業権者であっても当然には遊漁者を排除できないため、一定のルールづくりをして漁場内における水産動植物の採捕を容認するかたちをとらなければなりません。そのルールを定めたものが遊漁規則であり、その制定には知事の許可を必要とします。

本県では全ての河川漁協が遊漁規則を定めており、そこには遊漁料に関する事項も規定されています。漁協は、この遊漁料収入を漁業権魚種の増殖費や管理費の一部として活用しています。なお、遊漁料の額は、漁協が行った増殖事業や漁場管理事業等の経費、漁協組合員と遊漁者の漁獲割合等を根拠に算定されています。

遊漁規則に定める事項は、漁業法（第129条第2項）及び漁業法施行規則（第13条）に規定されており、その内容は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 遊漁についての制限の範囲 | 4 遊漁に際し守るべき事項 |
| 2 遊漁料の額及びその納付方法 | 5 漁場監視員に関する事項 |
| 3 遊漁承認証に関する事項 | 6 違反者に対する措置に関する事項 |

4 内水面漁場管理委員会

(1) 内水面漁場管理委員会の職務

(設置)

内水面漁場における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するため、都道府県ごとに設置されています。(漁業法第130条第1項及び第3項)

(職務)

委員会には広範な権限、機能があります。主なものとして、漁業の免許やそれに伴う漁場計画の樹立に係る知事からの諮問に対する答申(漁業法第11条～第14条)、漁業調整規則の制定又は変更に係る知事からの諮問に対する答申(漁業法第65条)、漁協の遊漁規則の制定又は変更に係る知事からの諮問に対する答申(漁業法第129条)があります。また、委員会指示として、漁業調整上必要と認めるときは関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等、必要な指示をすることができます(漁業法第67条第1項)。

(構成)

内水面漁場管理委員会の委員は、漁業者を代表すると認められる者、漁業者以外の単なる水産動植物の採捕者(遊漁者)を代表すると認められる者、学識経験がある者と、三つの分野から選任する事となっています。

なお、委員の定数は原則10名となっていますが、農林水産大臣が必要と認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができますこととなっています。(漁業法第131条第3項)。本県の定数は13名で、その内訳は、漁業者6名、遊漁者2名、学識経験者5名となっています。

※特定の内水面漁場管理委員会の定数(昭和25年農林省告示第204号)

(2) 内水面漁場管理委員会委員名簿

第20期岐阜県内水面漁場管理委員会委員名簿

任期：平成28年12月22日～平成32年11月30日

| 代表の区分 | 氏名 |
|-----------------|--------|
| 漁業者代表 (6名) | ◎酒向 貞夫 |
| | 遠藤 慶司 |
| | 田口 錠次 |
| | 水野 始郎 |
| | 吉田 章 |
| | 清水 学 |
| 遊漁者代表 (2名) | 町野 親生 |
| | 長尾 伴文 |
| 学識経験者代表 (5名) | ○西脇 泰子 |
| | 池谷 幸樹 |
| | 伊藤 健吾 |
| | 小林 由紀子 |
| | 久保 禎子 |

注) ◎は会長、○は会長職務代理(副会長)

平成30年12月31日現在

Ⅶ 水産業協同組合

1 水産業協同組合の概況

水産業協同組合は、水産業協同組合法に基づき設立されるもので、本県では、下記の合計 39 組合となっています。

| | | | |
|---------------|----|---------|-------------------|
| 内水面地区出資漁業協同組合 | 35 | (県知事認可) | (※河川漁協：33、養殖漁協：2) |
| 漁業生産組合 | 3 | (県知事認可) | |
| 漁業協同組合連合会 | 1 | (大臣認可) | |

2 水産業協同組合名簿・知事認可組合

1) 内水面地区出資漁業協同組合（河川漁業協同組合：33 組合）

（平成30年12月末現在）

| 漁業協同組合名 | 事務所所在地 | 電話番号 | 組合長名 | 決算期 | 組合員数 | 主たる組合地区 |
|----------|-----------------------------------|---------------|--------|-----|-------|---|
| 海津市 | 海津市海津町萱野 205 番地の 5 | 0584-53-2460 | 三浦 秀人 | 3 | 447 | 海津市 |
| 養老郡 | 養老郡養老町石畑 1230 番地 | 0584-32-1301 | 竹中 康春 | 3 | 255 | 海津市・養老町 |
| 牧田川 | 大垣市上石津町一之瀬 1854 番地の 1 | 0584-47-2866 | 不破 朝男 | 12 | 86 | 養老町・大垣市・関ヶ原町 |
| 西濃水産 | 大垣市禾森 1 丁目 8 番地の 1 | 0584-74-4614 | 吉田 章 | 12 | 560 | 大垣市・瑞穂市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町 |
| 揖斐川中部 | 揖斐郡揖斐川町三輪 2744 番地 40 | 0585-22-0012 | 安藤 宗一 | 12 | 1,101 | 神戸町・揖斐川町・大野町・池田町 |
| 揖斐川久瀬 | 揖斐郡揖斐川町東津汲 875 番地 1 | 090-1098-0288 | 高橋 豊二 | 3 | 233 | 揖斐川町 |
| 揖斐川上流 | 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬 924 番地 | 0585-53-2513 | 山上 一男 | 3 | 287 | 揖斐川町 |
| 根尾川筋 | 本巣市山口 897 番地 | 0581-34-2251 | 鏑本 規之 | 12 | 1,181 | 瑞穂市・本巣市・揖斐川町・大野町・北方町 |
| 長良川 | 岐阜市東島 1 丁目 5 番 1 号 | 058-295-3878 | 玉田 和浩 | 12 | 701 | 岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・輪之内町・安八町・大垣市・北方町 |
| 長良川中央 | 美濃市曾代 1 番地の 3 | 0575-33-1203 | 尾藤 義昭 | 12 | 4,382 | 岐阜市・関市・美濃市 |
| 板取川上流 | 関市洞戸大野 840 番地の 5 | 0581-58-2134 | 長屋 栄 | 12 | 877 | 関市 |
| 美山 | 山県市谷合 1358 番地の 1 | 0581-55-3121 | 臼井 勝義 | 12 | 465 | 山県市 |
| 津保川 | 関市下之保 2478 番地の 1 | 0575-49-3622 | 遠藤 慶司 | 12 | 857 | 関市・美濃加茂市・下呂市・富加町 |
| 郡上 | 郡上市八幡町有坂 1238 番地 | 0575-65-2562 | 笠野 尚之 | 12 | 5,951 | 郡上市 |
| 木曾川長良川下流 | 羽島郡笠松町円城寺 1412 番地の 1 | 058-388-1290 | 奥村 和昌 | 3 | 226 | 羽島市・各務原市・岐南町・笠松町 |
| 日本ライン | 美濃加茂市深田町 2 丁目 3 番 29 号 | 0574-25-1501 | 酒向 貞夫 | 3 | 353 | 美濃加茂市・可児市・坂祝町 |
| 可児 | 可児市広見 1 丁目 1 番地 | 0574-62-1111 | 吉田 猛志 | 3 | 505 | 瑞浪市・可児市・御嵩町 |
| 木曾川中流 | 加茂郡八百津町八百津 1088 番地 2 人道の丘公園管理事務所内 | 0574-43-1069 | 山内 卓 | 12 | 571 | 恵那市・美濃加茂市・八百津町・御嵩町・可児市 |
| 恵那 | 中津川市栄町 7 番 30 号 | 0573-65-5118 | 水野 始郎 | 12 | 2,397 | 中津川市・恵那市 |
| 飛驒川 | 加茂郡白川町坂ノ東 6983 番地の 6 | 0574-72-1029 | 渡辺 秀明 | 12 | 3,525 | 美濃加茂市・中津川市・下呂市・七宗町・白川町・東白川村 |
| 馬瀬川下流 | 下呂市金山町祖師野 399 番地の 2 | 0576-35-2137 | 河尻 光太郎 | 12 | 369 | 下呂市・郡上市 |
| 馬瀬川上流 | 下呂市馬瀬名丸 5 番地の 8 | 0576-47-2434 | 葛本 扇吉 | 12 | 287 | 下呂市・高山市 |
| 和良川 | 郡上市和良町沢 882 番地 | 0575-77-2271 | 加藤 広雄 | 12 | 248 | 郡上市 |
| 益田川 | 下呂市萩原町羽根 2700 番地の 25 | 0576-52-1035 | 島 博文 | 12 | 2,655 | 下呂市 |
| 益田川上流 | 高山市久々野町無数河 266 番地 | 0577-52-2257 | 早川 重幸 | 12 | 464 | 下呂市・高山市 |
| 宮川 | 高山市桐生町 5 丁目 190 番地 | 0577-32-7606 | 中澤 一弘 | 12 | 1,325 | 高山市・飛驒市 |
| 丹生川 | 高山市丹生川町坊方 2000 番地 | 0577-78-1057 | 大沼 久夫 | 12 | 150 | 高山市 |
| 宮川下流 | 飛驒市古川町巢之内 25 番地の 1 | 0577-63-2139 | 清水 学 | 12 | 532 | 飛驒市 |
| 高原川 | 飛驒市神岡町船津 2132 番地の 23 | 0578-82-2115 | 岩垣 康司 | 12 | 1,151 | 飛驒市 |
| 庄川 | 高山市庄川町新洲 585 番地の 1 | 05769-2-2014 | 間瀬 昭 | 3 | 648 | 郡上市・高山市・白川村 |
| 岐阜県矢作川 | 恵那市上矢作町下 746 番地の 1 | 0573-48-3110 | 藤原 篤 | 12 | 1,233 | 恵那市 |
| 土岐川 | 瑞浪市土岐町 6563 番地の 2 | 0572-67-2416 | 水野 利之 | 12 | 313 | 多治見市・瑞浪市・恵那市・土岐市 |
| 石徹白 | 郡上市白鳥町石徹白第 36 号 52 番地 | 0575-86-3001 | 佐々木 茂 | 3 | 137 | 郡上市 |

（資料：県漁業協同組合連合会会員名簿等）

2) 内水面地区出資漁業協同組合（養殖漁業協同組合2組合）

| 養殖漁業協同組合名 | 事務所所在地 | 電話番号 | 組合長名 | 決算期 | 組合員数 |
|-----------|------------------|--------------|-------|-----|------|
| 岐阜県池中養殖 | 岐阜市藪田南1丁目11番12号 | 058-272-3931 | 美谷添 生 | 3月 | 64人 |
| 小坂町淡水魚養殖 | 下呂市小坂町大洞2340番地の5 | 0576-62-3045 | 鈴山 忠男 | 12月 | 25 |

3) 漁業生産組合（3組合）

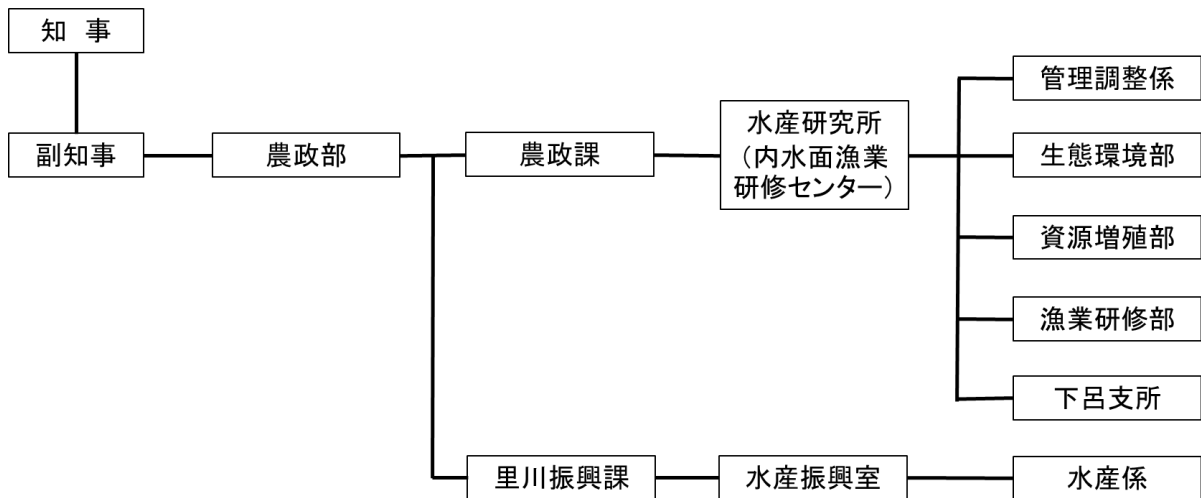
| 漁業生産組合名 | 事務所所在地 | 電話番号 | 組合長名 | 主たる生産品 |
|---------|------------------|--------------|-------|-----------|
| 杉島 | 関市板取4838番地 | 0581-57-2532 | 長屋 勝彦 | アマゴ・ニジマス等 |
| 六ノ里 | 郡上市白鳥町六ノ里437番地の1 | 0575-84-1001 | 美谷添 生 | 〃 |
| 河合 | 飛騨市河合町保1656番地の3 | 0577-65-2075 | 中屋 征夫 | 〃 |

4) 大臣認可組合（1連合会）

| 漁業協同組合連合会名 | 事務所所在地 | 電話番号 | 会長名 | 決算期 | 組合数 |
|--------------|-----------------|--------------|-------|-----|-----|
| 岐阜県漁業協同組合連合会 | 岐阜市藪田南1丁目11番12号 | 058-272-3931 | 酒向 貞夫 | 3月 | 33人 |

Ⅷ 水産行政

水産行政機構及び分掌事務（平成30年12月31日現在）



※行政委員会 内水面漁場管理委員会（事務局：里川振興課水産振興室内）

（分掌事務）

○農政部里川振興課水産振興室

- （1）内水面漁場管理委員会に関すること。
- （2）水産業の振興及び漁業調整に関すること。
- （3）漁業の免許、許可、取締り等に関すること。
- （4）水産物の生産、流通及び消費に関すること。
- （5）（一財）岐阜県魚苗センターに関すること。
- （6）水産業協同組合の支援に関すること。

○水産研究所

- （1）希少水生生物の保護繁殖及び生息環境の保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- （2）内水面漁業資源の増養殖に関する試験研究及び調査に関すること。
- （3）前二項に掲げる研究成果の普及、技術指導及び県民等への啓発に関すること。
- （5）有用水産種苗の生産及び配付に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、河川環境に関する技術の向上に関すること。

○内水面漁業研修センター

- （1）内水面漁業研修センターの研修プログラムに関すること。
- （2）内水面漁業研修センターの施設整備に関すること。
- （3）内水面漁業研修センターに係る国際機関との連携に関すること。
- （4）海外からの研修生の受け入れに関すること。

資 料